被災住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例について

震災等により滅失又は損壊した住宅の敷地（被災住宅用地）について、最長で２年度分、その敷地を住宅用地とみなして住宅用地の課税標準の特例を適用します。特例の内容と適用の要件は次のとおりです。

**１　特例対象者**

（１）被災年度において住宅用地を所有していた納税義務者

（２）震災等が発生した日の属する年の１月２日から震災等が発生した日までの間に住宅用地の全部又は一部を取得した者

（３）（１）、（２）の者から土地の全部又は一部を取得した相続人、三親等内の親族

（４）（１）、（２）の者が法人の場合の合併法人又は分割承継法人

**２　特例の要件**

震災等により滅失又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で、被災年度の固定資産税について住宅用地特例の適用を受けていたこと。

なお、ここでいう「損壊」とは家屋が著しく損傷を受け、又は破壊された状態を指し、り災・被災証明の程度が半壊以上の程度のもの、もしくは同程度のものになります。

**３　特例の内容**

被災住宅用地のうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地について、被災年度の翌年度または翌々年度までの各年度に係る賦課期日において、住宅用地として使用することができないと町長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなし課税標準の特例措置等の規定を適用します。

**４　添付書類**

（１）り災証明書（写）

（２）特例対象者（２）の場合は、被災住宅用地を取得したことを証する書類（被災住宅用地の全部事項証明書の写し等）

（３）特例対象者（３）の場合は、納税義務者との関係を証する書類（戸籍謄本、住民票の写し等）

（４）特例対象者（４）の場合は、納税義務者との関係を証する法人登記の登記事項証明書

**5　申告期限**

　被災した年の翌年または翌々年の1月31日まで

**6　申告書提出・お問い合わせ先**

〒989-1295　宮城県柴田郡大河原町字新南19

大河原町税務課固定資産税係（⑩番窓口）TEL:0224-53-2113　FAX:0224-53-3818